JAおおいた

2020 ウィンターキャンペーン

期間 令和2年 11月2日(月)▶12月30日(水)

キャンペーン対象商品

1. JAネットバンク
2. JAカード
3. 年金受取
4. 定期貯金
   (預入金額10万円以上、預入期間1年以上)
5. 定期積金
   (契約金額30万円以上、契約期間2年以上)

JAバンク
オリジナルキャラクター
よりぞう

抽選 プレゼント①

●定期貯金預入期間1年以上、
預入金額100万円以上
●定期積金契約期間2年以上、
契約金額100万円以上

期間中、上記のいずれかを新規にご契約された方で、その他対象商品(JAネットバンク、JAカード、年金受取)のお取引がある方、または新たにご契約いただいた方。

豊後牛サーロインステーキ
(8,000円相当)
プレゼント!

抽選で

抽選
県下合計
200名様

※写真はイメージです。

抽選 プレゼント②

●定期貯金預入期間1年以上、
預入金額10万円以上
●定期積金契約期間2年以上、
契約金額30万円以上

期間中、上記のいずれかを新規にご契約された方で、その他対象商品(JAネットバンク、JAカード、年金受取)のお取引がある方、または新たにご契約いただいた方。

大分県産加工品ギフトセット
(3,000円相当)
プレゼント!

抽選で

抽選
県下合計
600名様

※写真はイメージです。
※抽選プレゼント①に当選した方は対象外となります。

キャンペーンにかかる留意事項

※抽選プレゼントは、一人につき1口が抽選口数となります。※抽選条件の預入金額・契約金額とは、定期貯金については新たに当組合に預け入れられた金額の合計、定期積金については新たに当組合と契約した給付契約金額の合計です。※令和3年3月中旬に当選者に賞品をお届けいたします。※令和3年2月15日時点でご契約が確認できない場合は抽選権が失効されます。※抽選プレゼントは、個人のお客様を対象といたします。※複数のご契約またはお申込みがある場合でも、お渡しする抽選プレゼントは1つとなります。※年金定期貯金「結いの恵み」、相続定期貯金「想いで」は本キャンペーンの対象外となります。※当組合の職員が通帳・証書などをお預かりする場合は、当組合所定の「受取書」を発行いたしますので、必ずお受取りください。※懸賞品は一時所得と考えられ、確定申告が必要な場合がありますので、税理士等の専門家にご相談のうえご確認ください。※キャンペーン対象商品の説明書を店頭にご用意しています。※商品によって定期貯金の最低預入額や定期積金の最低契約額が定められている商品がございます。※詳しくは店頭窓口までお問い合わせください。

JAおおいた

詳しくは店頭またはHPへ
JAおおいた 検索
https://jaoita.or.jp/

©よりぞう

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞

（令和２年１１月２日現在）

商 品 名	・ウインターキャンペーン２０２０＜単利型＞
ご利用いただける方	・個人のみ
期　間	・定型方式 １年 ※預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・１０万円以上 ・１円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円として１年を 365 日とする日割計算をします。 ・20.315％（国税 15.315％、地方税５％）※の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利はＪＡおおいたホームページに表示しています。
手 数 料	－
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年０．５％を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ①６か月未満　　解約日における普通貯金利率 ②６か月以上１年未満　　約定利率×50％ ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融部(電話：０９７－５３５－７２６１)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３-６８３７-１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は，次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部または大分県ＪＡバンク相談所にお申し出ください。 なお､福岡県弁護士会に直接お申立ていただくことも可能です。 福岡県弁護士会天神センター （電話：０９２－７４１－３２０８） 福岡県弁護士会北九州センター （電話：０９３－５６１－０３６０） 福岡県弁護士会久留米センター （電話：０９４２－３０－０１４４）
その他参考となる事項	・満期日前に中途解約された場合は、優遇金利は適用されず、当ＪＡ所定の中途解約利率が適用されます。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・本商品の取扱い期間は、令和２年１１月２日から令和２年１２月３０日までとさせていただきます。	

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡおおいた

商品概要説明書

定期積金＜定額式＞

（令和２年１１月２日現在）

商 品 名	・ウインターキャンペーン２０２０定積定額式
ご利用いただける方	・個人のみ
期　間	・定型方式 ２年 ・期日指定方式 ２年以上で１カ月単位に契約期間を設定できます。 ただし、契約期間は掛込周期の整数倍とします。
払込方法 （１）払込方法 （２）払込金額 （３）給付契約額 （４）払込単位	 ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は１か月、２か月、３か月、６か月のいずれかとします。 ・預入時のお申し出により、最大６回まで増額月を設定できます。 ・３０万円以上 ・１回あたり 1,000 円以上 ・１円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 （１）適用利回り （２）支払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を１円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税５%）※の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利はＪＡおおいたホームページに表示しています。
手 数 料	－
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年０．５%を上乗せした利率） ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 （１）初回払込日から解約日までの期間が１年未満の場合 解約日における普通貯金利率 （２）初回払込日から解約日までの期間が１年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融部(電話：０９７－５３５－７２６１)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３-６８３７-１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は，次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部または大分県ＪＡバンク相談所にお申し出ください。 なお､福岡県弁護士会に直接お申立ていただくことも可能です。 福岡県弁護士会天神センター （電話：０９２－７４１－３２０８） 福岡県弁護士会北九州センター （電話：０９３－５６１－０３６０） 福岡県弁護士会久留米センター （電話：０９４２－３０－０１４４）
その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日前に中途解約された場合は、優遇金利は適用されず、当ＪＡ所定の中途解約利率が適用されます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・本商品の取扱い期間は、令和２年１１月２日から令和２年１２月３０日までとさせていただきます。	

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡおおいた

商品概要説明書

定期積金＜目標式＞

（令和２年１１月２日現在）

商 品 名	・ウインターキャンペーン２０２０　定積目標式
ご利用いただける方	・個人のみ
期　間	・定型方式 ２年 ・期日指定方式 ２年以上で１カ月単位に契約期間を設定できます。 ただし、契約期間は掛込周期の整数倍とします。
払込方法 （１）払込方法 （３）給付契約額 （２）払込金額 （４）払込単位	 ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。（初回で掛金を調整） ・掛込周期は１か月、２か月、３か月、６か月のいずれかとします。 ・預入時のお申し出により、最大６回まで増額月を設定できます。 ・３０万円以上 ・１回あたり 1,000 円以上 ・１円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 （１）適用利回り （２）支払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を１円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税５%）※の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利はＪＡおおいたホームページに表示しています。
手 数 料	－
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年０．５%を上乗せした利率） ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 （１）初回払込日から解約日までの期間が１年未満の場合 解約日における普通貯金利率 （２）初回払込日から解約日までの期間が１年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融部(電話：０９７－５３５－７２６１)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３-６８３７-１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は，次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部または大分県ＪＡバンク相談所にお申し出ください。 なお､福岡県弁護士会に直接お申立ていただくことも可能です。 福岡県弁護士会天神センター （電話：０９２－７４１－３２０８） 福岡県弁護士会北九州センター （電話：０９３－５６１－０３６０） 福岡県弁護士会久留米センター （電話：０９４２－３０－０１４４）
その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日前に中途解約された場合は、優遇金利は適用されず、当ＪＡ所定の中途解約利率が適用されます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・本商品の取扱い期間は、令和２年１１月２日から令和２年１２月３０日までとさせていただきます。	

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡおおいた